

被保険者各位

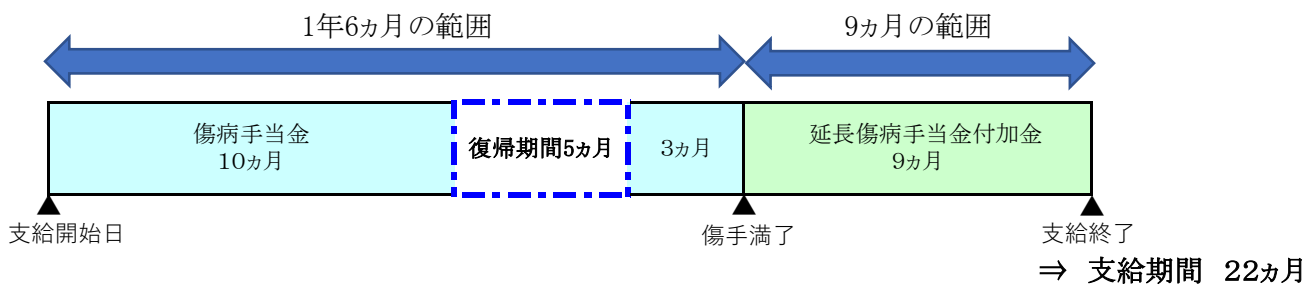
カシオ健康保険組合

## 延長傷病手当金付加金の支給期間変更のご案内

傷病手当金支給期間終了後、引き続き同一傷病で労務不能で仕事に就けない場合、延長傷病手当金付加金が9ヵ月支給されます。なお、傷病手当金の支給期間内に復帰による支給停止期間がある場合は、延長傷病手当金付加金支給後に復帰期間が加算され、支給期間が延長されます。

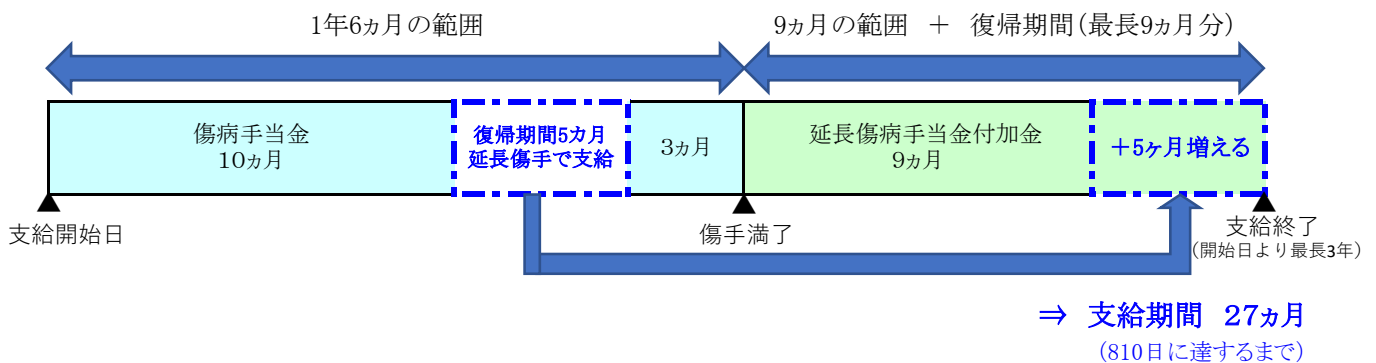
※傷病手当金と延長傷病手当金付加金の支給日数の合計が810日(27ヵ月)に達するまで支給。  
(傷病手当金の支給開始日から最長3年間)

【現行】延長傷病手当金付加金9ヵ月のみ支給(復帰期間は含めない)



【変更後】延長傷病手当金付加金9ヵ月間支給、復帰による支給停止期間がある場合は、延長傷病手当金支給後、復帰期間が加算され支給期間が延長になります。傷病手当金および延長傷病手当金付加金の合計が、810日に達するまで延長傷病手当金付加金を支給。

例) 傷病手当金受給期間に5ヶ月復帰した場合



【支給金額】休業1日につき、「傷病手当金」と「傷病手当金付加金」をあわせて、標準報酬日額の80%が支給されます。

「延長傷病手当金付加金」は標準報酬日額の3分の2(約66.7%)が支給されます。

※退職後は付加金は支給されません。

適用開始日 : 令和1年9月1日 (適用開始日以降の延長傷病手当金付加金受給者より対象)